

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社ノバック

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2022年2月25日

【四半期会計期間】 第58期第1四半期(自 2021年5月1日 至 2021年7月31日)

【会社名】 株式会社ノバック

【英訳名】 NOVAC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 立花 充

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市北条一丁目92番地

【電話番号】 079-288-3601 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長兼総務部長 大谷 敏博

【最寄りの連絡場所】 兵庫県姫路市北条一丁目92番地

【電話番号】 079-288-3601 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長兼総務部長 大谷 敏博

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	2
第3【提出会社の状況】	3
1【株式等の状況】	3
2【役員の状況】	4
第4【経理の状況】	5
1【四半期財務諸表】	6
2【その他】	12
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	13
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第58期 第1四半期 累計期間
会計期間		自 2021年5月1日 至 2021年7月31日
売上高	(千円)	9,894,213
経常利益	(千円)	1,446,738
四半期純利益	(千円)	993,600
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—
資本金	(千円)	465,000
発行済株式総数	(株)	4,650,000
純資産額	(千円)	14,931,578
総資産額	(千円)	24,645,137
1株当たり四半期純利益	(円)	216.10
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	(円)	—
1株当たり配当額	(円)	—
自己資本比率	(%)	60.6

(注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 経営成績

当第1四半期累計期間の受注高は5,387,440千円となりました。売上高は、9,894,213千円、営業利益は1,441,008千円、経常利益は1,446,738千円、四半期純利益は993,600千円となりました。営業利益率は14.6%となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

a. 土木工事業

受注高は3,111,218千円、売上高は5,196,582千円、セグメント利益（営業利益）は1,182,891千円となりました。営業利益率は22.8%となりました。

b. 建築工事業

受注高は2,276,222千円、売上高は4,694,558千円、セグメント利益（営業利益）は256,990千円となりました。営業利益率は5.5%となりました。

② 財政状態

a. 資産

当第1四半期会計期間末の資産合計は、24,645,137千円と前事業年度末と比べて1,518,944千円（6.6%）の増加となりました。主な要因は、現金預金が4,408,103千円、未成工事支出金が1,885,948千円減少し、受取手形及び完成工事未収入金等が7,919,534千円増加したことによるものです。

b. 負債

当第1四半期会計期間末の負債合計は、9,713,559千円と前事業年度末と比べて617,763千円（6.8%）の増加となりました。主な要因は、支払手形及び工事未払金が588,601千円減少したものの、未成工事受入金が626,256千円、短期借入金が600,000千円増加したことによるものです。

c. 純資産

当第1四半期会計期間末の純資産合計は、14,931,578千円と前事業年度末と比べて901,180千円（6.4%）の増加となりました。主な要因は、当期純利益を993,600千円計上したことによるものです。

(2) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,600,000
計	18,600,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年2月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,650,000	4,650,000	非上場	単元株式数は100株 であります。
計	4,650,000	4,650,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年7月31日	—	4,650,000	—	465,000	—	—

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 52,100	—	単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,597,700	45,977	同上
単元未満株式	普通株式 200	—	—
発行済株式総数	4,650,000	—	—
総株主の議決権	—	45,977	—

② 【自己株式等】

2021年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ノバック	兵庫県姫路市北条一丁目92 番地	52,100	—	52,100	1.12
計	—	52,100	—	52,100	1.12

(注) 上記のほか、当社所有の単元未満自己株式70株があります。

2 【役員 の 状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（1949年建設省令第14号）に準じて記載しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2021年5月1日から2021年7月31日まで)及び第1四半期累計期間(2021年5月1日から2021年7月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(2021年7月31日)

資産の部

流動資産

現金預金		4,714,234
受取手形・完成工事未収入金等	※2	17,761,760
未成工事支出金		155,566
材料貯蔵品		11,440
その他		731,108
流動資産合計		23,374,109

固定資産

有形固定資産		520,029
無形固定資産		82,050
投資その他の資産		668,948
固定資産合計		1,271,027

資産合計		24,645,137
------	--	------------

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(2021年7月31日)

負債の部

流動負債

支払手形・工事未払金	※3	5,789,928
短期借入金		600,000
未払法人税等		466,450
未成工事受入金		1,748,373
完成工事補償引当金		33,818
賞与引当金		112,501
役員賞与引当金		5,695
その他		755,580
流動負債合計		9,512,349

固定負債

退職給付引当金		25,498
役員退職慰労引当金		142,213
その他		33,496
固定負債合計		201,209

負債合計

9,713,559

純資産の部

株主資本

資本金		465,000
利益剰余金		14,438,275
自己株式		△5,217
株主資本合計		14,898,058

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		33,519
評価・換算差額等合計		33,519

純資産合計

14,931,578

負債純資産合計

24,645,137

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年7月31日)
売上高	
完成工事高	9,891,140
その他の事業売上高	3,073
売上高合計	9,894,213
売上原価	
完成工事原価	8,113,474
その他の事業売上原価	1,946
売上原価合計	8,115,421
売上総利益	
完成工事総利益	1,777,665
その他の事業総利益	1,126
売上総利益合計	1,778,791
販売費及び一般管理費	337,783
営業利益	1,441,008
営業外収益	
受取利息	1
受取配当金	748
受取損害賠償金	6,351
その他	1,057
営業外収益合計	8,158
営業外費用	
支払利息	428
コミットメントフィー	2,000
営業外費用合計	2,428
経常利益	1,446,738
特別利益	
投資有価証券売却益	231
特別利益合計	231
税引前四半期純利益	1,446,969
法人税等	453,369
四半期純利益	993,600

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第1四半期累計期間
(自 2021年5月1日 至 2021年7月31日)

(会計方針の変更)

1 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に係る収益認識について、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を見積る方法は、原価比例法を採用しております。また、契約の初期段階を除き、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生費用の回収が見込まれる工事については原価回収基準により処理しており、少額又は期間がごく短い工事については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。その結果、四半期財務諸表に与える影響はありません。

2 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年7月31日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期貸借対照表関係)

1 保証債務

下記の会社の手付金保証契約に対して債務保証を行っております。
債務保証の極度額は以下のとおりであります。

	当第1四半期会計期間 (2021年7月31日)
明和地所(株)	600,000千円
(株)日商エステム	322,000 "
和田興産(株)	310,000 "
計	1,232,000千円

※2 電子記録債権割引高

	当第1四半期会計期間 (2021年7月31日)
電子記録債権割引高	1,385,000千円

- ※3 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。
なお、当第1四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、以下の四半期会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	当第1四半期会計期間 (2021年7月31日)
支払手形	1,642,300千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年5月1日 至 2021年7月31日)
減価償却費	13,177千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2021年5月1日 至 2021年7月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年7月30日 定時株主総会	普通株式	91,956	20	2021年4月30日	2021年7月30日	利益剰余金

- 2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2021年5月1日 至 2021年7月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	土木工事業	建築工事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,196,582	4,694,558	9,891,140	3,073	9,894,213
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	5,196,582	4,694,558	9,891,140	3,073	9,894,213
セグメント利益	1,182,891	256,990	1,439,881	1,126	1,441,008

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業であります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	1,439,881
「その他」の区分の利益	1,126
四半期損益計算書の営業利益	1,441,008

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自 2021年5月1日 至 2021年7月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	土木工事業	建築工事業	計		
一時点で移転される財又はサービス	2,000	14,615	16,615	—	16,615
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	5,194,582	4,679,942	9,874,524	—	9,874,524
顧客との契約から生じる収益	5,196,582	4,694,558	9,891,140	—	9,891,140
その他の収益	—	—	—	3,073	3,073
外部顧客への売上高	5,196,582	4,694,558	9,891,140	3,073	9,894,213

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業であります。
2. 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自2021年5月1日 至2021年7月31日)
1株当たり四半期純利益	216円10銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	993,600
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	993,600
普通株式の期中平均株式数(株)	4,597,830

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月24日

株式会社ノバック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

黒木 賢一郎 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木 新英 

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノバックの2021年5月1日から2022年4月30日までの第58期事業年度の第1四半期会計期間（2021年5月1日から2021年7月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年5月1日から2021年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ノバックの2021年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上